

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に規定する書類
の様式等を定める要綱

制定 平成 29 年 3 月 31 日局長決裁
改正 平成 29 年 7 月 26 日課長決裁
改正 平成 30 年 3 月 19 日課長決裁
改正 令和 元年 5 月 27 日課長決裁
改正 令和 2 年 7 月 1 日課長決裁
改正 令和 6 年 3 月 7 日課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
(平成 29 年規則第 20 号。以下「規則」という。)第 21 条第 1 項の規定に基づき、
規則に規定する書類に記載すべき事項及び様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第 2 条 規則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項
とする。

(様式)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄
に定めるとおりとする。

規則の条項	書類の名称	様式
第 2 条第 1 項	性能確保計画軽微変更該当証明書 交付申請書	様式第 1 号
第 2 条第 2 項	変更内容説明書 A	様式第 2 号
第 2 条第 2 項	変更内容説明書 B	様式第 3 号
第 2 条第 3 項	性能確保計画軽微変更該当証明書	様式第 4 号
第 2 条第 4 項	軽微な変更に該当しない旨の通知 書	様式第 5 号
第 2 条第 5 項	軽微な変更に該当するかどうかを 決定できない旨の通知書	様式第 6 号
第 3 条	取下届	様式第 7 号
第 5 条	取止届	様式第 8 号
第 6 条	省エネ措置の届出に係る指示書	様式第 9 号
第 6 条	省エネ措置の届出に係る命令書	様式第 10 号
第 6 条	省エネ措置の届出に係る協議書	様式第 11 号
第 7 条	報告書	様式第 12 号
第 12 条第 2 項	認定しない旨の通知書	様式第 13 号
第 13 条第 1 項	性能向上計画軽微変更該当証明書 交付申請書	様式第 14 号
第 13 条第 2 項	性能向上計画軽微変更該当証明書	様式第 15 号

第 1 3 条第 3 項	軽微な変更該当しない旨の通知書	様式第 1 6 号
第 1 3 条第 4 項	軽微な変更該当するかどうかを決定できない旨の通知書	様式第 1 7 号
第 1 4 条第 1 項	認定建築主の変更届	様式第 1 8 号
第 1 4 条第 2 項	建築物の所有者変更届	様式第 1 9 号
第 1 5 条	取下届	様式第 2 0 号
第 1 6 条第 1 項	性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書	様式第 2 1 号
第 1 6 条第 2 項	基準適合認定建築物滅失・基準不適合届出書	様式第 2 2 号
第 1 7 条	性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書	(建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた場合) 様式第 2 3 号
		(その他の場合) 様式第 2 4 号
第 1 8 条第 1 項	エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告について	様式第 2 5 号
第 1 8 条第 2 項	基準適合認定建築物に関する報告について	様式第 2 6 号
第 1 9 条	改善命令書	様式第 2 7 号
第 2 0 条	認定取消通知書	様式第 2 8 号

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 2 6 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 1 9 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 2 7 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更にあつてゐることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

- ☐ A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
- ☐ B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- ☐ C 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えて
ください。

様式第2号(第2条第2項関係)(日本工業規格A列4番)

変更内容説明書A

[A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更]

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる
☐ ① 建築物の高さ又は外周長の減少 ☐ ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ☐ ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更 ☐ ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更 ☐ ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更 ☐ ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他 ()
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした 事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付し てください。

変更内容説明書 B

[B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・ 変更前の B E I = () ≤ ()
・ 変更となる設備の概要
☐ 空気調和設備 変更内容記入欄
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄
☐ 照明設備 変更内容記入欄
☐ 給湯設備 変更内容記入欄
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄
・ 添付図書等
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、変更内容説明書 B 別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

様式第3号（第2条第2項関係）（日本工業規格A列4番）

（変更内容説明書B 別紙）

〔空気調和設備関係〕

次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
（１）外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加		
外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加の確認		
変更内容	☐ 断熱材種類	☐ 断熱材厚み
変更する方位	☐ 全方位	☐ 一部方位のみ（方位　　）
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前（　　）	変更後（　　）	増加率（　　）％
窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加		
変更内容	☐ ガラス種類	☐ ブラインドの有無
変更する方位	☐ 全方位	☐ 一部方位のみ（方位　　）
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前（　　）	変更後（　　）	増加率（　　）％
（２）熱源機器の平均効率について１０％を超えない低下		
平均熱源効率（冷房平均COP）		
変更内容	☐ 機器の仕様変更	☐ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前（　　）	変更後（　　）	減少率（　　）％
平均熱源効率（暖房平均COP）		
変更内容	☐ 機器の仕様変更	☐ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前（　　）	変更後（　　）	減少率（　　）％

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）単位床面積あたりの照明器具の消費電力について１０％を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％

（変更内容説明書 B 別紙）

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）給湯機器の平均効率について 10 %を超えない低下
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

（変更内容説明書 B 別紙）

[太陽光発電関係]

下掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）太陽電池アレイのシステム容量について 2 %を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値（ ） 変更後 システム容量の合計値（ ） 変更前・変更後のシステム容量減少率（ ） %
（２）パネル方位角について 3 0 度を超えない変更かつ傾斜角について 1 0 度を超えない変更
パネル番号（ ） パネル方位角 ☐ 3 0 度を超えない変更 （ ）度変更 パネル傾斜角 ☐ 1 0 度を超えない変更 （ ）度変更
パネル番号（ ） パネル方位角 ☐ 3 0 度を超えない変更 （ ）度変更 パネル傾斜角 ☐ 1 0 度を超えない変更 （ ）度変更

性能確保計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

次の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 建築物又はその部分の概要
4. 変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

別添の申請書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当しないものであると認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 理由

軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

別添の申請書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更にあたるかどうかを決定できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

取下届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定に基づく軽微変更該当証明書交付申請を取り下げたいので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 3 条の規定により届け出ます。

1. 申請年月日
2. 申請書の受付番号
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 取下げ理由
5. 建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の番号、交付日及び交付者
番号： 第 号
交付日： 年 月 日
交付者：

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取止届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 1 項若しくは同法附則第 3 条第 2 項の規定による届出又は同法第 20 条第 2 項若しくは同法附則第 3 条第 8 項による通知に係る計画を取りやめるので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 5 条の規定により届け出ます。

1. 取りやめる計画の届出又は通知の別
- ☐法第 19 条第 1 項の規定による届出

☐法第 20 条第 2 項の規定による通知

☐法附則第 3 条第 2 項の規定による届出

☐法附則第 3 条第 8 項の規定による通知
2. 取りやめる計画の届出又は通知年月日
- 年 月 日
3. 取りやめる計画の届出書又は通知書の受付番号
- 第 号
4. 建築物の敷地の地名地番
5. 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）
届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

省エネ措置の届出に係る指示書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に、下記建築物の省エネ措置の届出事項を照らした結果、下記のとおり省エネ措置の変更をするよう指示します。

このことについて、下記の期限までに省エネ措置の届出に係る報告書等（様式第12号）により報告してください。

1. 報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名
2. 建築物の名称
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 指示の内容
5. 判断の基準
6. 判断の根拠
7. 変更の期限
年 月 日

省エネ措置の届出に係る命令書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項、第19条第2項及び附則第3条第3項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇発第〇〇〇号「省エネ措置の届出に係る指示書」により、下記建築物の省エネ措置の届出事項について変更を指示しましたが、変更期限の〇〇年〇〇月〇〇日を経過しても変更の報告がありません。

よって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項、第19条第3項及び附則第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり省エネ措置の変更をするよう命じます。

1. 報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名
2. 建築物の名称
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 変更を命じる事項
5. 変更の期限
年 月 日

省エネ措置の届出に係る協議書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に、下記建築物の省エネ措置の届出事項を照らした結果、下記のとおり省エネ措置の変更をするよう協議します。

1. 報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名
2. 建築物の名称
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 指示の内容
5. 判断の基準
6. 判断の根拠
7. 変更の期限
年 月 日

報告書

年 月 日

熊本市長 宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 6 条第 1 項、第 1 9 条第 2 項及び同法附則第 3 条第 3 項の規定に基づく指示に対し、建築物消費性能基準に適合するための措置の内容等について、次のとおり報告します。

1. 指示書の番号 第 号
指示書の交付年月日 年 月 日
2. 届出年月日 年 月 日
(又は計画書の提出年月日)
3. 届出書（又は通知書）の受付番号 第 号
4. 建築物の名称
5. 建築物の敷地の地名地番
6. 措置の内容

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(注意)

報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

下記の申請による計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（法第35条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）または、第41条第2項に適合しないと判断したため、認定しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 9 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第 2 6 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 変更事項

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 2 部作成してください。
2. 申請者は認定建築主としてください。

性能向上計画軽微変更該当証明書

第 号
平成 年 月 日

様

熊本市長 印

次の申請書に記載の計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行規則第 26 条の軽微な変更該当していることを証明します。

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築物の敷地の地名地番
- 3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

別添の申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当しないものであると認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

別添の申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 26 条の軽微な変更に該当するかどうかを決定できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

認定建築主の変更届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の基準適合認定建築物について、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 14 条第 1 項の規定により届け出ます。

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3. 建築物の敷地の地名地番
- 4. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
- 5. 変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1. 2 部作成してください。
- 2. 届出者は認定建築主としてください。
- 3. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

建築物の所有者変更届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の基準適合認定建築物について、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

1. 基準適合認定建築物の認定番号第号
2. 基準適合認定建築物の認定年月日年月日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
5. 変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 2 部作成してください。
2. 届出者は認定建築主としてください。
3. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取下届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の計画の認定に係る申請を取り下げたいので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

- 1. 申請の種類
- 2. 申請年月日
- 3. 建築物の敷地の地名地番
- 4. 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1. 2 部作成してください。
- 2. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本市長 宛

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめたいので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 6 条第 1 項の規定により申し出ます。

1. 性能向上計画の認定番号 第 号
2. 性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定建築主の氏名の欄には、工事を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

基準適合認定建築物滅失・基準不適合届出書

年 月 日

熊本市長 宛

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の基準適合認定建築物は建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったので、
熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 6 条第 2 項の規定
により届け出ます。

1. 基準適合認定建築物

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 認定建築主の氏名又は名称

4. 適合しなくなった理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 認定建築主の氏名の欄には、工事を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長 宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 7 条の規定により報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付してください。

(第2面)

8. 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部 位、材料の種類 等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適 の場合は、その 内容）
外壁、窓等を 通じての熱の 損失の防止に 関する基準				
一次エネルギ ー消費量に関 する基準				

9. 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外の
ものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第26条に規定される軽微な変更である。

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長 宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 7 条の規定により報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 当該建築物の工事を実施した施工者
施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 施工者が発注者に提出した工事完了報告書の写し（工事写真を含む。）を添付してください。

(第2面)

8. 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合は、その内容）
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				

9. 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第26条に規定される軽微な変更である。

様式第 2 5 号（第 1 8 条第 1 項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告について

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 7 条の規定により、下記の報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

様式第26号（第18条第2項関係）（日本工業規格A列4番）

基準適合認定建築物に関する報告について

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

下記の基準適合認定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条第1項の規定により、下記の報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

1. 基準適合認定建築物の認定番号
2. 基準適合認定建築物の認定年月日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

改善命令書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 38 条の規定により、下記の改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 命ずる措置
6. 改善の期限

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

下記の認定計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 39 条又は第 42 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

基準適合認定建築物
認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 認定建築主の氏名又は名称

4. 理由

(※) は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。